

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

大規模災害時等における直営施工方式の取扱いについて

災害復旧事業における直営施工方式については、「災害復旧事業における直営施工方式の推進について」（令和4年5月16日付け農村振興局整備部防災課長通知）により推進いただいているところである。

こうした中、今般の令和6年能登半島地震のような大規模災害が発生した場合や査定前に緊急的に復旧工事に着手する必要がある場合（以下「大規模災害時等」という。）において、直営施行方式を活用して復旧工事を速やかに完了できるようにするため、下記のとおり、直営施工方式に係る申請から精算までの事務手続きを簡素化することとしたので通知する。

なお、このことについて、北海道内の市町村等に周知願いたい。

記

1 適 用

この取扱いは、以下の災害復旧工事において直営施工方式を活用する場合に適用できる。

- ・「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日28文第230号農林水産事務次官）第2における災害にかかる災害復旧工事
- ・各災害復旧事業の規定に基づいて、査定の前に工事を実施する災害復旧工事

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

（1）工事数量の算出及び添付写真

①申請時

災害復旧事業計画概要書等（以下「計画概要書」という。）の作成における土工事の数量は、標準断面（被災範囲において、おおむね標準的と判断される横断面）の断面数量に被災延長を乗じて算出することができる。なお、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数量は、規格が異なるごとに標準断面を作成して同様に算出することができる。

計画概要書に添付する写真は、被災範囲の全容が分かる写真のほか、被災範囲の起点部、標準断面部、終点部の写真とすることができる。

②精算時

計画概要書の変更における土工事の数量は、起点の断面、代表断面（被災範囲において数量が最大となる横断面）、終点の断面の3断面から、平均断面法又は

平均距離法により算出することができる。なお、被災した土砂の形状が山型ではない場合、被災延長が40mを超える場合等、3断面で数量を算定することが適切ではないと判断される場合は、現地の状況を勘案のうえ断面を追加して数量を算定する。

また、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数量は、規格が異なるごとに断面を追加して同様に算出することができる。

計画概要書の変更における添付写真は、申請時の写真に加え、数量算定における各断面の測点の写真を添付する（証拠書類としての写真は、このほか、施工状況等の写真を添付するものとし、従来と同様に整理する）。

（２）工事費の積算

事業実施主体が定める積算基準によって算出した工事費により委託先の団体と委託契約を締結する際には委託契約書において、作業ごとの数量、作業条件及び単価を明示しておくこと。

委託先の団体は、委託契約の内容に基づき、あらかじめ労務参加計画で作業ごとの数量、作業条件、単価及び支払い方法（以下「作業内容等」という。）を定めておくものとし、これに基づいて労務参加者へ対価を支出する。

なお、この作業内容等に変更が生じた場合、委託先の団体と事業実施主体は、委託契約の変更を協議し必要に応じて委託契約を変更する。また、委託契約を変更する場合、事業実施主体は計画概要書を変更するものとする。

①申請時

計画概要書の工事費は、事業実施主体と委託先の団体が委託契約を締結した委託契約額とすることができる。

なお、申請時に委託契約を締結していない場合は、速やかに事務処理が可能となるよう総合単価を用いて計画概要書の工事費を算出することを基本とする。

また、都道府県にあっては、直営施工方式の活用が想定される工事内容について、あらかじめ直営施工方式で利用できる総合単価を作成しておくものとする。

②精算時

委託先の団体は、実際に行った作業内容等を確認のうえ、労務参加者へ対価を支出し、支出した証拠書類を整理する。事業実施主体は委託先の団体が実際に支出した証拠書類をもとに委託契約を精算変更し、最終の委託契約額により計画概要書を変更する。

3 その他

精算時には工事費に未支出額が生じることが無いよう留意すること。

上記に記載のないものは、従前の取扱いと同様とする。

以上

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

大規模災害時等における直営施工方式の取扱いについて

災害復旧事業における直営施工方式については、「災害復旧事業における直営施工方式の推進について」（令和4年5月16日付け農村振興局整備部防災課長通知）により推進いただいているところである。

こうした中、今般の令和6年能登半島地震のような大規模災害が発生した場合や査定前に緊急的に復旧工事に着手する必要がある場合（以下「大規模災害時等」という。）において、直営施工方式を活用して復旧工事を速やかに完了できるようにするため、下記のとおり、直営施工方式に係る申請から精算までの事務手続きを簡素化することとしたので通知する。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 適 用

この取扱いは、以下の災害復旧工事において直営施工方式を活用する場合に適用できる。

- ・「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日28文第230号農林水産事務次官）第2における災害にかかる災害復旧工事
- ・各災害復旧事業の規定に基づいて、査定の前に工事を実施する災害復旧工事

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

（1）工事数量の算出及び添付写真

①申請時

災害復旧事業計画概要書等（以下「計画概要書」という。）の作成における土工事の数値は、標準断面（被災範囲において、おおむね標準的と判断される横断面）の断面数値に被災延長を乗じて算出することができる。なお、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数値は、規格が異なるごとに標準断面を作成して同様に算出することができる。

計画概要書に添付する写真は、被災範囲の全容が分かる写真のほか、被災範囲の起点部、標準断面部、終点部の写真とすることができる。

②精算時

計画概要書の変更における土工事の数値は、起点の断面、代表断面（被災範囲において数値が最大となる横断面）、終点の断面の3断面から、平均断面法又は

平均距離法により算出することができる。なお、被災した土砂の形状が山型ではない場合、被災延長が40mを超える場合等、3断面で数量を算定することが適切ではないと判断される場合は、現地の状況を勘案のうえ断面を追加して数量を算定する。

また、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数量は、規格が異なるごとに断面を追加して同様に算出することができる。

計画概要書の変更における添付写真は、申請時の写真に加え、数量算定における各断面の測点の写真を添付する（証拠書類としての写真は、このほか、施工状況等の写真を添付するものとし、従来と同様に整理する）。

（２）工事費の積算

事業実施主体が定める積算基準によって算出した工事費により委託先の団体と委託契約を締結する際には委託契約書において、作業ごとの数量、作業条件及び単価を明示しておくこと。

委託先の団体は、委託契約の内容に基づき、あらかじめ労務参加計画で作業ごとの数量、作業条件、単価及び支払い方法（以下「作業内容等」という。）を定めておくものとし、これに基づいて労務参加者へ対価を支出する。

なお、この作業内容等に変更が生じた場合、委託先の団体と事業実施主体は、委託契約の変更を協議し必要に応じて委託契約を変更する。また、委託契約を変更する場合、事業実施主体は計画概要書を変更するものとする。

①申請時

計画概要書の工事費は、事業実施主体と委託先の団体が委託契約を締結した委託契約額とすることができる。

なお、申請時に委託契約を締結していない場合は、速やかに事務処理が可能となるよう総合単価を用いて計画概要書の工事費を算出することを基本とする。

また、都道府県にあっては、直営施工方式の活用が想定される工事内容について、あらかじめ直営施工方式で利用できる総合単価を作成しておくものとする。

②精算時

委託先の団体は、実際に行った作業内容等を確認のうえ、労務参加者へ対価を支出し、支出した証拠書類を整理する。事業実施主体は委託先の団体が実際に支出した証拠書類をもとに委託契約を精算変更し、最終の委託契約額により計画概要書を変更する。

3 その他

精算時には工事費に未支出額が生じることが無いよう留意すること。

上記に記載のないものは、従前の取扱いと同様とする。

以上

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

大規模災害時等における直営施工方式の取扱いについて

災害復旧事業における直営施工方式については、「災害復旧事業における直営施工方式の推進について」（令和4年5月16日付け農村振興局整備部防災課長通知）により推進いただいているところである。

こうした中、今般の令和6年能登半島地震のような大規模災害が発生した場合や査定前に緊急的に復旧工事に着手する必要がある場合（以下「大規模災害時等」という。）において、直営施行方式を活用して復旧工事を速やかに完了できるようにするため、下記のとおり、直営施工方式に係る申請から精算までの事務手続きを簡素化することとしたので通知する。

なお、貴局管内の各都県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各都県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 適 用

この取扱いは、以下の災害復旧工事において直営施工方式を活用する場合に適用できる。

- ・「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日28文第230号農林水産事務次官）第2における災害にかかる災害復旧工事
- ・各災害復旧事業の規定に基づいて、査定の前に工事を実施する災害復旧工事

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

（1）工事数量の算出及び添付写真

①申請時

災害復旧事業計画概要書等（以下「計画概要書」という。）の作成における土工事の数値は、標準断面（被災範囲において、おおむね標準的と判断される横断面）の断面数値に被災延長を乗じて算出することができる。なお、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数値は、規格が異なるごとに標準断面を作成して同様に算出することができる。

計画概要書に添付する写真は、被災範囲の全容が分かる写真のほか、被災範囲の起点部、標準断面部、終点部の写真とすることができる。

②精算時

計画概要書の変更における土工事の数値は、起点の断面、代表断面（被災範囲において数値が最大となる横断面）、終点の断面の3断面から、平均断面法又は

平均距離法により算出することができる。なお、被災した土砂の形状が山型ではない場合、被災延長が40mを超える場合等、3断面で数量を算定することが適切ではないと判断される場合は、現地の状況を勘案のうえ断面を追加して数量を算定する。

また、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数量は、規格が異なるごとに断面を追加して同様に算出することができる。

計画概要書の変更における添付写真は、申請時の写真に加え、数量算定における各断面の測点の写真を添付する（証拠書類としての写真は、このほか、施工状況等の写真を添付するものとし、従来と同様に整理する）。

（２）工事費の積算

事業実施主体が定める積算基準によって算出した工事費により委託先の団体と委託契約を締結する際には委託契約書において、作業ごとの数量、作業条件及び単価を明示しておくこと。

委託先の団体は、委託契約の内容に基づき、あらかじめ労務参加計画で作業ごとの数量、作業条件、単価及び支払い方法（以下「作業内容等」という。）を定めておくものとし、これに基づいて労務参加者へ対価を支出する。

なお、この作業内容等に変更が生じた場合、委託先の団体と事業実施主体は、委託契約の変更を協議し必要に応じて委託契約を変更する。また、委託契約を変更する場合、事業実施主体は計画概要書を変更するものとする。

①申請時

計画概要書の工事費は、事業実施主体と委託先の団体が委託契約を締結した委託契約額とすることができる。

なお、申請時に委託契約を締結していない場合は、速やかに事務処理が可能となるよう総合単価を用いて計画概要書の工事費を算出することを基本とする。

また、都道府県にあっては、直営施工方式の活用が想定される工事内容について、あらかじめ直営施工方式で利用できる総合単価を作成しておくものとする。

②精算時

委託先の団体は、実際に行った作業内容等を確認のうえ、労務参加者へ対価を支出し、支出した証拠書類を整理する。事業実施主体は委託先の団体が実際に支出した証拠書類をもとに委託契約を精算変更し、最終の委託契約額により計画概要書を変更する。

3 その他

精算時には工事費に未支出額が生じることが無いよう留意すること。

上記に記載のないものは、従前の取扱いと同様とする。

以上

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

大規模災害時等における直営施工方式の取扱いについて

災害復旧事業における直営施工方式については、「災害復旧事業における直営施工方式の推進について」（令和4年5月16日付け農村振興局整備部防災課長通知）により推進いただいているところである。

こうした中、今般の令和6年能登半島地震のような大規模災害が発生した場合や査定前に緊急的に復旧工事に着手する必要がある場合（以下「大規模災害時等」という。）において、直営施工方式を活用して復旧工事を速やかに完了できるようにするため、下記のとおり、直営施工方式に係る申請から精算までの事務手続きを簡素化することとしたので通知する。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 適 用

この取扱いは、以下の災害復旧工事において直営施工方式を活用する場合に適用できる。

- ・「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日28文第230号農林水産事務次官）第2における災害にかかる災害復旧工事
- ・各災害復旧事業の規定に基づいて、査定の前に工事を実施する災害復旧工事

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

（1）工事数量の算出及び添付写真

①申請時

災害復旧事業計画概要書等（以下「計画概要書」という。）の作成における土工事の数値は、標準断面（被災範囲において、おおむね標準的と判断される横断面）の断面数値に被災延長を乗じて算出することができる。なお、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数値は、規格が異なるごとに標準断面を作成して同様に算出することができる。

計画概要書に添付する写真は、被災範囲の全容が分かる写真のほか、被災範囲の起点部、標準断面部、終点部の写真とすることができる。

②精算時

計画概要書の変更における土工事の数値は、起点の断面、代表断面（被災範囲において数値が最大となる横断面）、終点の断面の3断面から、平均断面法又は

平均距離法により算出することができる。なお、被災した土砂の形状が山型ではない場合、被災延長が40mを超える場合等、3断面で数量を算定することが適切ではないと判断される場合は、現地の状況を勘案のうえ断面を追加して数量を算定する。

また、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数量は、規格が異なるごとに断面を追加して同様に算出することができる。

計画概要書の変更における添付写真は、申請時の写真に加え、数量算定における各断面の測点の写真を添付する（証拠書類としての写真は、このほか、施工状況等の写真を添付するものとし、従来と同様に整理する）。

（２）工事費の積算

事業実施主体が定める積算基準によって算出した工事費により委託先の団体と委託契約を締結する際には委託契約書において、作業ごとの数量、作業条件及び単価を明示しておくこと。

委託先の団体は、委託契約の内容に基づき、あらかじめ労務参加計画で作業ごとの数量、作業条件、単価及び支払い方法（以下「作業内容等」という。）を定めておくものとし、これに基づいて労務参加者へ対価を支出する。

なお、この作業内容等に変更が生じた場合、委託先の団体と事業実施主体は、委託契約の変更を協議し必要に応じて委託契約を変更する。また、委託契約を変更する場合、事業実施主体は計画概要書を変更するものとする。

①申請時

計画概要書の工事費は、事業実施主体と委託先の団体が委託契約を締結した委託契約額とすることができる。

なお、申請時に委託契約を締結していない場合は、速やかに事務処理が可能となるよう総合単価を用いて計画概要書の工事費を算出することを基本とする。

また、都道府県にあっては、直営施工方式の活用が想定される工事内容について、あらかじめ直営施工方式で利用できる総合単価を作成しておくものとする。

②精算時

委託先の団体は、実際に行った作業内容等を確認のうえ、労務参加者へ対価を支出し、支出した証拠書類を整理する。事業実施主体は委託先の団体が実際に支出した証拠書類をもとに委託契約を精算変更し、最終の委託契約額により計画概要書を変更する。

3 その他

精算時には工事費に未支出額が生じることが無いよう留意すること。

上記に記載のないものは、従前の取扱いと同様とする。

以上

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

大規模災害時等における直営施工方式の取扱いについて

災害復旧事業における直営施工方式については、「災害復旧事業における直営施工方式の推進について」（令和4年5月16日付け農村振興局整備部防災課長通知）により推進いただいているところである。

こうした中、今般の令和6年能登半島地震のような大規模災害が発生した場合や査定前に緊急的に復旧工事に着手する必要がある場合（以下「大規模災害時等」という。）において、直営施工方式を活用して復旧工事を速やかに完了できるようにするため、下記のとおり、直営施工方式に係る申請から精算までの事務手続きを簡素化することとしたので通知する。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 適 用

この取扱いは、以下の災害復旧工事において直営施工方式を活用する場合に適用できる。

- ・「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日28文第230号農林水産事務次官）第2における災害にかかる災害復旧工事
- ・各災害復旧事業の規定に基づいて、査定の前に工事を実施する災害復旧工事

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

（1）工事数量の算出及び添付写真

①申請時

災害復旧事業計画概要書等（以下「計画概要書」という。）の作成における土工事の数値は、標準断面（被災範囲において、おおむね標準的と判断される横断面）の断面数値に被災延長を乗じて算出することができる。なお、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数値は、規格が異なるごとに標準断面を作成して同様に算出することができる。

計画概要書に添付する写真は、被災範囲の全容が分かる写真のほか、被災範囲の起点部、標準断面部、終点部の写真とすることができる。

②精算時

計画概要書の変更における土工事の数値は、起点の断面、代表断面（被災範囲において数値が最大となる横断面）、終点の断面の3断面から、平均断面法又は

平均距離法により算出することができる。なお、被災した土砂の形状が山型ではない場合、被災延長が40mを超える場合等、3断面で数量を算定することが適切ではないと判断される場合は、現地の状況を勘案のうえ断面を追加して数量を算定する。

また、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数量は、規格が異なるごとに断面を追加して同様に算出することができる。

計画概要書の変更における添付写真は、申請時の写真に加え、数量算定における各断面の測点の写真を添付する（証拠書類としての写真は、このほか、施工状況等の写真を添付するものとし、従来と同様に整理する）。

（２）工事費の積算

事業実施主体が定める積算基準によって算出した工事費により委託先の団体と委託契約を締結する際には委託契約書において、作業ごとの数量、作業条件及び単価を明示しておくこと。

委託先の団体は、委託契約の内容に基づき、あらかじめ労務参加計画で作業ごとの数量、作業条件、単価及び支払い方法（以下「作業内容等」という。）を定めておくものとし、これに基づいて労務参加者へ対価を支出する。

なお、この作業内容等に変更が生じた場合、委託先の団体と事業実施主体は、委託契約の変更を協議し必要に応じて委託契約を変更する。また、委託契約を変更する場合、事業実施主体は計画概要書を変更するものとする。

①申請時

計画概要書の工事費は、事業実施主体と委託先の団体が委託契約を締結した委託契約額とすることができる。

なお、申請時に委託契約を締結していない場合は、速やかに事務処理が可能となるよう総合単価を用いて計画概要書の工事費を算出することを基本とする。

また、都道府県にあっては、直営施工方式の活用が想定される工事内容について、あらかじめ直営施工方式で利用できる総合単価を作成しておくものとする。

②精算時

委託先の団体は、実際に行った作業内容等を確認のうえ、労務参加者へ対価を支出し、支出した証拠書類を整理する。事業実施主体は委託先の団体が実際に支出した証拠書類をもとに委託契約を精算変更し、最終の委託契約額により計画概要書を変更する。

3 その他

精算時には工事費に未支出額が生じることが無いよう留意すること。

上記に記載のないものは、従前の取扱いと同様とする。

以上

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

大規模災害時等における直営施工方式の取扱いについて

災害復旧事業における直営施工方式については、「災害復旧事業における直営施工方式の推進について」（令和4年5月16日付け農村振興局整備部防災課長通知）により推進いただいているところである。

こうした中、今般の令和6年能登半島地震のような大規模災害が発生した場合や査定前に緊急的に復旧工事に着手する必要がある場合（以下「大規模災害時等」という。）において、直営施行方式を活用して復旧工事を速やかに完了できるようにするため、下記のとおり、直営施工方式に係る申請から精算までの事務手続きを簡素化することとしたので通知する。

なお、貴局管内の各府県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各府県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 適 用

この取扱いは、以下の災害復旧工事において直営施工方式を活用する場合に適用できる。

- ・「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日28文第230号農林水産事務次官）第2における災害にかかる災害復旧工事
- ・各災害復旧事業の規定に基づいて、査定の前に工事を実施する災害復旧工事

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

（1）工事数量の算出及び添付写真

①申請時

災害復旧事業計画概要書等（以下「計画概要書」という。）の作成における土工事の数値は、標準断面（被災範囲において、おおむね標準的と判断される横断面）の断面数値に被災延長を乗じて算出することができる。なお、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数値は、規格が異なるごとに標準断面を作成して同様に算出することができる。

計画概要書に添付する写真は、被災範囲の全容が分かる写真のほか、被災範囲の起点部、標準断面部、終点部の写真とすることができる。

②精算時

計画概要書の変更における土工事の数値は、起点の断面、代表断面（被災範囲において数値が最大となる横断面）、終点の断面の3断面から、平均断面法又は

平均距離法により算出することができる。なお、被災した土砂の形状が山型ではない場合、被災延長が40mを超える場合等、3断面で数量を算定することが適切ではないと判断される場合は、現地の状況を勘案のうえ断面を追加して数量を算定する。

また、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数量は、規格が異なるごとに断面を追加して同様に算出することができる。

計画概要書の変更における添付写真は、申請時の写真に加え、数量算定における各断面の測点の写真を添付する（証拠書類としての写真は、このほか、施工状況等の写真を添付するものとし、従来と同様に整理する）。

（２）工事費の積算

事業実施主体が定める積算基準によって算出した工事費により委託先の団体と委託契約を締結する際には委託契約書において、作業ごとの数量、作業条件及び単価を明示しておくこと。

委託先の団体は、委託契約の内容に基づき、あらかじめ労務参加計画で作業ごとの数量、作業条件、単価及び支払い方法（以下「作業内容等」という。）を定めておくものとし、これに基づいて労務参加者へ対価を支出する。

なお、この作業内容等に変更が生じた場合、委託先の団体と事業実施主体は、委託契約の変更を協議し必要に応じて委託契約を変更する。また、委託契約を変更する場合、事業実施主体は計画概要書を変更するものとする。

①申請時

計画概要書の工事費は、事業実施主体と委託先の団体が委託契約を締結した委託契約額とすることができる。

なお、申請時に委託契約を締結していない場合は、速やかに事務処理が可能となるよう総合単価を用いて計画概要書の工事費を算出することを基本とする。

また、都道府県にあっては、直営施工方式の活用が想定される工事内容について、あらかじめ直営施工方式で利用できる総合単価を作成しておくものとする。

②精算時

委託先の団体は、実際に行った作業内容等を確認のうえ、労務参加者へ対価を支出し、支出した証拠書類を整理する。事業実施主体は委託先の団体が実際に支出した証拠書類をもとに委託契約を精算変更し、最終の委託契約額により計画概要書を変更する。

3 その他

精算時には工事費に未支出額が生じることが無いよう留意すること。

上記に記載のないものは、従前の取扱いと同様とする。

以上

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

大規模災害時等における直営施工方式の取扱いについて

災害復旧事業における直営施工方式については、「災害復旧事業における直営施工方式の推進について」（令和4年5月16日付け農村振興局整備部防災課長通知）により推進いただいているところである。

こうした中、今般の令和6年能登半島地震のような大規模災害が発生した場合や査定前に緊急的に復旧工事に着手する必要がある場合（以下「大規模災害時等」という。）において、直営施行方式を活用して復旧工事を速やかに完了できるようにするため、下記のとおり、直営施工方式に係る申請から精算までの事務手続きを簡素化することとしたので通知する。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 適 用

この取扱いは、以下の災害復旧工事において直営施工方式を活用する場合に適用できる。

- ・「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日28文第230号農林水産事務次官）第2における災害にかかる災害復旧工事
- ・各災害復旧事業の規定に基づいて、査定の前に工事を実施する災害復旧工事

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

（1）工事数量の算出及び添付写真

①申請時

災害復旧事業計画概要書等（以下「計画概要書」という。）の作成における土工事の数値は、標準断面（被災範囲において、おおむね標準的と判断される横断面）の断面数値に被災延長を乗じて算出することができる。なお、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数値は、規格が異なるごとに標準断面を作成して同様に算出することができる。

計画概要書に添付する写真は、被災範囲の全容が分かる写真のほか、被災範囲の起点部、標準断面部、終点部の写真とすることができる。

②精算時

計画概要書の変更における土工事の数値は、起点の断面、代表断面（被災範囲において数値が最大となる横断面）、終点の断面の3断面から、平均断面法又は

平均距離法により算出することができる。なお、被災した土砂の形状が山型ではない場合、被災延長が40mを超える場合等、3断面で数量を算定することが適切ではないと判断される場合は、現地の状況を勘案のうえ断面を追加して数量を算定する。

また、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数量は、規格が異なるごとに断面を追加して同様に算出することができる。

計画概要書の変更における添付写真は、申請時の写真に加え、数量算定における各断面の測点の写真を添付する（証拠書類としての写真は、このほか、施工状況等の写真を添付するものとし、従来と同様に整理する）。

（２）工事費の積算

事業実施主体が定める積算基準によって算出した工事費により委託先の団体と委託契約を締結する際には委託契約書において、作業ごとの数量、作業条件及び単価を明示しておくこと。

委託先の団体は、委託契約の内容に基づき、あらかじめ労務参加計画で作業ごとの数量、作業条件、単価及び支払い方法（以下「作業内容等」という。）を定めておくものとし、これに基づいて労務参加者へ対価を支出する。

なお、この作業内容等に変更が生じた場合、委託先の団体と事業実施主体は、委託契約の変更を協議し必要に応じて委託契約を変更する。また、委託契約を変更する場合、事業実施主体は計画概要書を変更するものとする。

①申請時

計画概要書の工事費は、事業実施主体と委託先の団体が委託契約を締結した委託契約額とすることができる。

なお、申請時に委託契約を締結していない場合は、速やかに事務処理が可能となるよう総合単価を用いて計画概要書の工事費を算出することを基本とする。

また、都道府県にあっては、直営施工方式の活用が想定される工事内容について、あらかじめ直営施工方式で利用できる総合単価を作成しておくものとする。

②精算時

委託先の団体は、実際に行った作業内容等を確認のうえ、労務参加者へ対価を支出し、支出した証拠書類を整理する。事業実施主体は委託先の団体が実際に支出した証拠書類をもとに委託契約を精算変更し、最終の委託契約額により計画概要書を変更する。

3 その他

精算時には工事費に未支出額が生じることが無いよう留意すること。

上記に記載のないものは、従前の取扱いと同様とする。

以上

九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

大規模災害時等における直営施工方式の取扱いについて

災害復旧事業における直営施工方式については、「災害復旧事業における直営施工方式の推進について」（令和4年5月16日付け農村振興局整備部防災課長通知）により推進いただいているところである。

こうした中、今般の令和6年能登半島地震のような大規模災害が発生した場合や査定前に緊急的に復旧工事に着手する必要がある場合（以下「大規模災害時等」という。）において、直営施工方式を活用して復旧工事を速やかに完了できるようにするため、下記のとおり、直営施工方式に係る申請から精算までの事務手続きを簡素化することとしたので通知する。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 適 用

この取扱いは、以下の災害復旧工事において直営施工方式を活用する場合に適用できる。

- ・「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日28文第230号農林水産事務次官）第2における災害にかかる災害復旧工事
- ・各災害復旧事業の規定に基づいて、査定の前に工事を実施する災害復旧工事

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

（1）工事数量の算出及び添付写真

①申請時

災害復旧事業計画概要書等（以下「計画概要書」という。）の作成における土工事の数値は、標準断面（被災範囲において、おおむね標準的と判断される横断面）の断面数値に被災延長を乗じて算出することができる。なお、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数値は、規格が異なるごとに標準断面を作成して同様に算出することができる。

計画概要書に添付する写真は、被災範囲の全容が分かる写真のほか、被災範囲の起点部、標準断面部、終点部の写真とすることができる。

②精算時

計画概要書の変更における土工事の数値は、起点の断面、代表断面（被災範囲において数値が最大となる横断面）、終点の断面の3断面から、平均断面法又は

平均距離法により算出することができる。なお、被災した土砂の形状が山型ではない場合、被災延長が40mを超える場合等、3断面で数量を算定することが適切ではないと判断される場合は、現地の状況を勘案のうえ断面を追加して数量を算定する。

また、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数量は、規格が異なるごとに断面を追加して同様に算出することができる。

計画概要書の変更における添付写真は、申請時の写真に加え、数量算定における各断面の測点の写真を添付する（証拠書類としての写真は、このほか、施工状況等の写真を添付するものとし、従来と同様に整理する）。

（２）工事費の積算

事業実施主体が定める積算基準によって算出した工事費により委託先の団体と委託契約を締結する際には委託契約書において、作業ごとの数量、作業条件及び単価を明示しておくこと。

委託先の団体は、委託契約の内容に基づき、あらかじめ労務参加計画で作業ごとの数量、作業条件、単価及び支払い方法（以下「作業内容等」という。）を定めておくものとし、これに基づいて労務参加者へ対価を支出する。

なお、この作業内容等に変更が生じた場合、委託先の団体と事業実施主体は、委託契約の変更を協議し必要に応じて委託契約を変更する。また、委託契約を変更する場合、事業実施主体は計画概要書を変更するものとする。

①申請時

計画概要書の工事費は、事業実施主体と委託先の団体が委託契約を締結した委託契約額とすることができる。

なお、申請時に委託契約を締結していない場合は、速やかに事務処理が可能となるよう総合単価を用いて計画概要書の工事費を算出することを基本とする。

また、都道府県にあっては、直営施工方式の活用が想定される工事内容について、あらかじめ直営施工方式で利用できる総合単価を作成しておくものとする。

②精算時

委託先の団体は、実際に行った作業内容等を確認のうえ、労務参加者へ対価を支出し、支出した証拠書類を整理する。事業実施主体は委託先の団体が実際に支出した証拠書類をもとに委託契約を精算変更し、最終の委託契約額により計画概要書を変更する。

3 その他

精算時には工事費に未支出額が生じることが無いよう留意すること。

上記に記載のないものは、従前の取扱いと同様とする。

以上

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

大規模災害時等における直営施工方式の取扱いについて

災害復旧事業における直営施工方式については、「災害復旧事業における直営施工方式の推進について」（令和4年5月16日付け農村振興局整備部防災課長通知）により推進いただいているところである。

こうした中、今般の令和6年能登半島地震のような大規模災害が発生した場合や査定前に緊急的に復旧工事に着手する必要がある場合（以下「大規模災害時等」という。）において、直営施工方式を活用して復旧工事を速やかに完了できるようにするため、下記のとおり、直営施工方式に係る申請から精算までの事務手続きを簡素化することとしたので通知する。

なお、沖縄県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに沖縄県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 適 用

この取扱いは、以下の災害復旧工事において直営施工方式を活用する場合に適用できる。

- ・「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日28文第230号農林水産事務次官）第2における災害にかかる災害復旧工事
- ・各災害復旧事業の規定に基づいて、査定の前に工事を実施する災害復旧工事

2 災害復旧事業計画概要書等の作成における取扱い

（1）工事数量の算出及び添付写真

①申請時

災害復旧事業計画概要書等（以下「計画概要書」という。）の作成における土工事の数値は、標準断面（被災範囲において、おおむね標準的と判断される横断面）の断面数値に被災延長を乗じて算出することができる。なお、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数値は、規格が異なるごとに標準断面を作成して同様に算出することができる。

計画概要書に添付する写真は、被災範囲の全容が分かる写真のほか、被災範囲の起点部、標準断面部、終点部の写真とすることができる。

②精算時

計画概要書の変更における土工事の数値は、起点の断面、代表断面（被災範囲において数値が最大となる横断面）、終点の断面の3断面から、平均断面法又は

平均距離法により算出することができる。なお、被災した土砂の形状が山型ではない場合、被災延長が40mを超える場合等、3断面で数量を算定することが適切ではないと判断される場合は、現地の状況を勘案のうえ断面を追加して数量を算定する。

また、水路、道路その他比較的規模の小さい連続した構造物を含む工事数量は、規格が異なるごとに断面を追加して同様に算出することができる。

計画概要書の変更における添付写真は、申請時の写真に加え、数量算定における各断面の測点の写真を添付する（証拠書類としての写真は、このほか、施工状況等の写真を添付するものとし、従来と同様に整理する）。

（２）工事費の積算

事業実施主体が定める積算基準によって算出した工事費により委託先の団体と委託契約を締結する際には委託契約書において、作業ごとの数量、作業条件及び単価を明示しておくこと。

委託先の団体は、委託契約の内容に基づき、あらかじめ労務参加計画で作業ごとの数量、作業条件、単価及び支払い方法（以下「作業内容等」という。）を定めておくものとし、これに基づいて労務参加者へ対価を支出する。

なお、この作業内容等に変更が生じた場合、委託先の団体と事業実施主体は、委託契約の変更を協議し必要に応じて委託契約を変更する。また、委託契約を変更する場合、事業実施主体は計画概要書を変更するものとする。

①申請時

計画概要書の工事費は、事業実施主体と委託先の団体が委託契約を締結した委託契約額とすることができる。

なお、申請時に委託契約を締結していない場合は、速やかに事務処理が可能となるよう総合単価を用いて計画概要書の工事費を算出することを基本とする。

また、都道府県にあっては、直営施工方式の活用が想定される工事内容について、あらかじめ直営施工方式で利用できる総合単価を作成しておくものとする。

②精算時

委託先の団体は、実際に行った作業内容等を確認のうえ、労務参加者へ対価を支出し、支出した証拠書類を整理する。事業実施主体は委託先の団体が実際に支出した証拠書類をもとに委託契約を精算変更し、最終の委託契約額により計画概要書を変更する。

3 その他

精算時には工事費に未支出額が生じることが無いよう留意すること。

上記に記載のないものは、従前の取扱いと同様とする。

以上